入札契約制度(素案)に係る説明会

< 測量・建設コンサルタント等業務>



令和6年9月

広島県水道広域連合企業団

目次



- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 入札契約制度(素案)について
- 3 今後の予定
- 4 その他
- 5 質疑応答



(1) 概況

- 〇 広島県水道広域連合企業団(以下「水道企業団」という。)は、14市町と県 (以下「構成団体」という。)が、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体
- <u>令和5年4月から事業を開始</u>している





(2) 基本理念 ~水道企業団の責務・目的~

- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

(3) 基本方針 ~水道企業団の取組の方向性~

ア 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・低廉な料金の維持
- ・デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

イ 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靭化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

ウ 組織・管理体制の強化

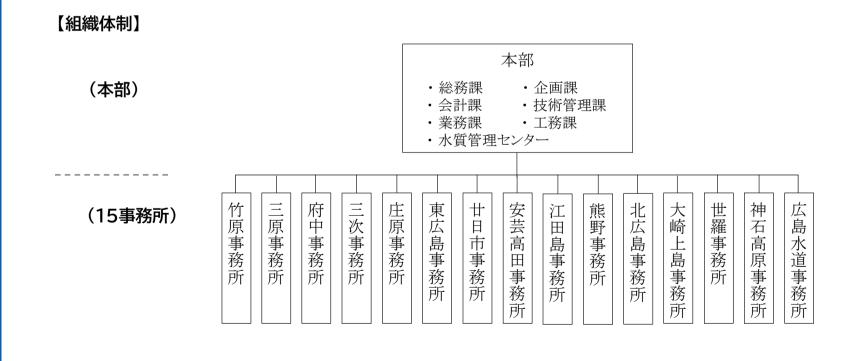
- ・簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築



(4)組織体制及び業務執行

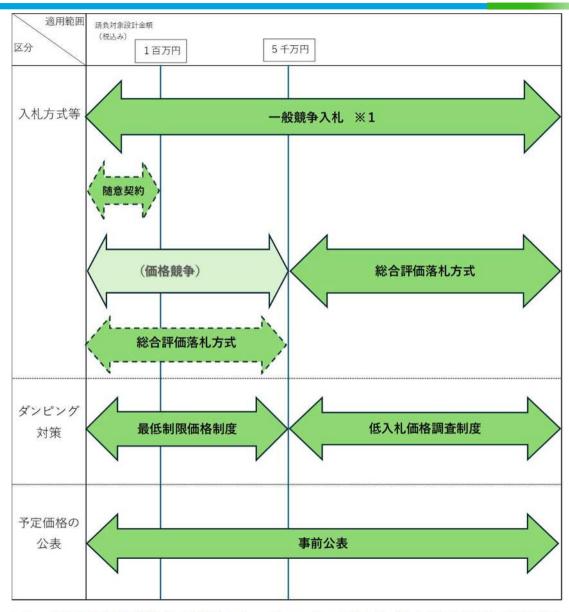
- 水道企業団の組織体制は、<u>本部と15事務所で構成</u>している
- 〇 業務の執行に関しては、原則、浄水場の新設など<u>施設の再編整備に係る業務は本部が行い、</u> <u>更新工事に係る業務は各事務所が行う</u>

ただし、事務所の業務量等を勘案し、<u>必要に応じて本部が事務所をバックアップ</u>





○ 建設コンサルタントに係る主な制度と適用範囲



※1 一般競争入札を原則とするが業務内容に応じて、他の入札方法(指名競争入札等)を選択する



(1)入札契約制度とは

▶ 建設工事や設計等業務委託を実施するにあたって必要となる入札、契約及び監督・検査に関する基準類などであり、水道企業団で独自に定めるものとする

(2)入札契約制度の統一

- ▶ 令和5~7年度の3年間は、暫定運用として、水道企業団本部及び広島水 道事務所は県の制度に、その他の事務所は構成団体(14市町)の制度に準拠
- ▶ 令和8年度から水道企業団の制度により、統一運用を開始

【スケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度~
3 上 ±π//与 上△-木/ 生川内木	本部・広島水道事務所 : <u>県制度に準拠</u>			
入札契約•検査制度	その他事務所:	構成団体の制度に	<u>準拠</u>	水道企業団の制度



(3)入札契約制度統一の基本的な考え方

▶ 水道企業団は、<u>ひとつの水道事業者として、</u>次に掲げる目的を達成し、<u>適切な公共</u> 調達を実現するため、入札契約制度を統一する。

(目的)

- ・ 公正な競争の確保
- 入札手続の透明性の向上
- コストの縮減
- ・ 工事の品質の確保
- ・ 地元企業の参入機会を増やすことによる地域経済の活性化
- ▶ 制度の構築にあたっては、水道企業団の事業エリアが県全域となることから、県の 制度をベースとし、将来にわたって、水道施設の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設業者や建設コンサルタントについて、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的持続的に担い手が確保、育成されている状態を目指します。
- ▶ 水道企業団は、水道事業に特化した団体であり、<u>多様な背景を持つ市町と県が統合</u> したという実情を考慮し、業務の入札参加資格要件などのルール作りを行う



(4) 入札参加資格者名簿について

- ① **名簿の取扱いについて**令和8年度からは、<u>水道企業団の独自名簿(6業務分野)</u>を運用します。
- ② 水道企業団の名簿への登録要件 名簿の登録に当たっては、<u>広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加</u> 資格の認定を受けていることを要件とします。
- ③ 建設コンサルタントの皆様への御願い

令和8年度からの水道企業団の入札に参加するためには、令和7年度(受付期間等は調整中)に水道企業団の入札参加資格者名簿へ登録が必要となります。 登録に際しては、広島県の入札参加資格者名簿への登録を要件としますので、 未登録の建設コンサルタント様については、事前の手続きをお願いします。

1	\
名	,
名領	2
0)
耵	Ž
扨	Z
l	
13	-
)
l	١
7	-
`	,

1	年度 発注機関	令和7年度まで	令和8年度から	
7	本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加 資格者名簿により運用	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用		



(5) 格付について

1 格付

○ 水道企業団では、<u>水道事業において利用頻度の高い1業務分野</u>については、水道企業団独自の評価項目を設定し、登録業者の格付を行います。

対象業務分野:土木関係建設コンサルタント業務

○ その他、5業務分野については、広島県の測量・建設コンサルタント等 業務入札参加資格者名簿における格付を適用します。

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査 補償関係建設コンサルタント業務、その他業務



(2) 評価方法

- 水道事業において利用頻度の高い1業務分野については、当面の間、広島県の 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値のうち、 客観的事項の審査による客観数値のみにより、格付を行います。
- 主観的事項の審査(主観数値の算出)には、水道企業団発注の業務成績の蓄積 等に一定の期間を要するため、令和11年度を目標に審査を行う予定としています。

主観数値の導入スケジュール (案)

工品效性。持入人,						
主観的事項	評価対象期間					
	R8	R9	R10	R11	R12	R13
水道企業団発注 業務成績	+ -		<u> </u>	R11	· >	R13
優良表彰回数		+		R12		R14
指名除外等の契 約制限	←		*	名簿で評		名簿 で評
地域貢献		申請時0 確認)取組を	価		価

※項目は現在の検討案

○令和8年度から令和10年度末まで

総合数値 = 客観数値

(業務分野別実績高等により県が評価)

○令和11年度以降

総合数値 = 客観数値

主観数値

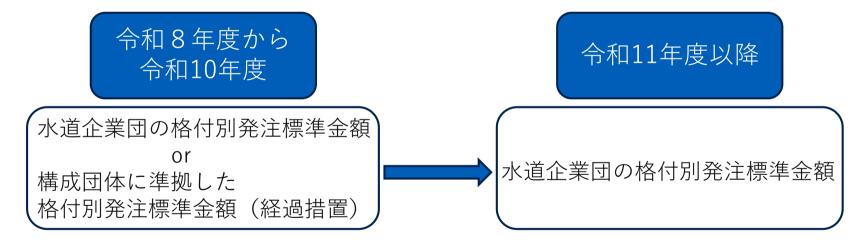
(業務分野別実績高等により県が評価)

(主観的事項の審査による数値)



③ 発注基準(格付別の発注標準金額)

- 格付別の発注標準金額を設定し、統一運用することにより、各業務の請負対 象設計金額に応じて参加できる格付を設定していきます。
- ただし、これまでの入札状況と相違が大きいなど、統一した格付別の発注標準金額の適用が難しい場合は、令和10年度末までの経過措置として、構成団体に準拠した格付別の発注標準金額を、別途、定めることとします。



④ 各業務の入札参加資格要件

○ 入札参加資格要件にある営業所所在地等の要件は、令和8年度からの統一 運用においても、従前のものを基本とします。



(6) 主な制度について

① 入札方式等

アー入札方式

原則、一般競争入札とします。

ただし、業務内容等により、指名競争入札やプロポーザル方式などの方法 を選択できるものとします。

- イダンピング対策
- (ア) 低入札価格調査制度の対象となる業務 <u>総合評価落札方式</u>の測量・建設コンサルタント等業務または、<u>請負対</u> <u>象設計金額が5千万円以上</u>(当面の間)の測量・建設コンサルタント等 業務
- (イ) 最低制限価格制度の対象となる業務 請負対象設計金額が5千万円未満 (当面の間)の測量・建設コンサルタント等業務 (総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務を除く)



② 総合評価落札方式

ア 対象業務及び適用基準

請負対象設計金額5千万円以上(当面の間)の測量・建設コンサルタント等業務については、業務内容に応じて次のいずれかの形式により入札を実施します。 ただし、請負対象設計金額が5千万円未満の測量・建設コンサルタント等業務においても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用対象とします。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価型	5,000 万円以上	技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等に加え、業務の実施方針及び技術提案を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価1型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託 業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価2型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託 業務において、企業、配置技術者の業務成績等 を求めることにより、品質確保が期待できる委託 業務



③ 指名競争入札、随意契約

ア 指名競争入札 発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を行う方法

<地方自治法施行令で定める要件>

- (ア) その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- (イ) 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である とき
- (ウ) 一般競争に付することが不利と認められるとき
- イ 随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法

- <地方自治法施行令で定める要件>
- (ア) 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき
- (イ) 競争入札に付すことが不利と認められるとき
- (ウ) 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- (エ) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (オ) 一定金額以下の少額契約を締結するとき ⇒委託料 100万円以下
- (カ) 落札者が契約を締結しないとき。
- (キ)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき



④ 設計共同体について

設計共同体への発注に付すべき業務は、公募型プロポーザル方式、公募型設計協議方式又は公募型競争入札方式により、受託者等の選定又は特定を行う業務のうち、業務の技術的難易度及び技術力の結集の必要性等を総合的に勘案し、設計共同体を活用する必要があると認められるものとします。設計共同体の結成に係る事項は、業務の内容等に応じ定めます。

(設計共同体の結成に係る事項)

- ・履行方式
- ・構成員の数
- ・構成員の組合せ
- ・構成員の資格要件
- ・出資比率
- ・代表者の要件
- ・その他必要と判断をし、定める事項



⑤ 予定価格の公表

○ 水道企業団が発注する業務の入札においては、随意契約を除くすべての業務において、 事前に予定価格を公表します。

⑥ 業務費内訳書

ア目的

入札者の見積根拠を明確にし、適正な積算の確保を図るため、入札に際し、業務費内 訳書の提出を義務付けます。

イ 対象業務 随意契約を除く、全ての業務

ウ 不備があった場合の取扱い

業務費内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があって必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札を失格とします。また、入札書の金額と業務費内訳書の金額が一致しない場合にも、当該入札は失格としますのでご注意ください。

(業務費内訳書の記載内容不備の例)

- ・表紙が添付されていない場合
- ・全く別の業務名が記載されている場合
- ・転記ミス、記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合
- ・提出を求めていたにもかかわらず1式当り明細表等が添付されていない場合 等



⑦ 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の3以内の額を支払います。

⑧ その他事項

入札契約制度(素案)の詳細については、水道企業団のホームページに 掲載しています。

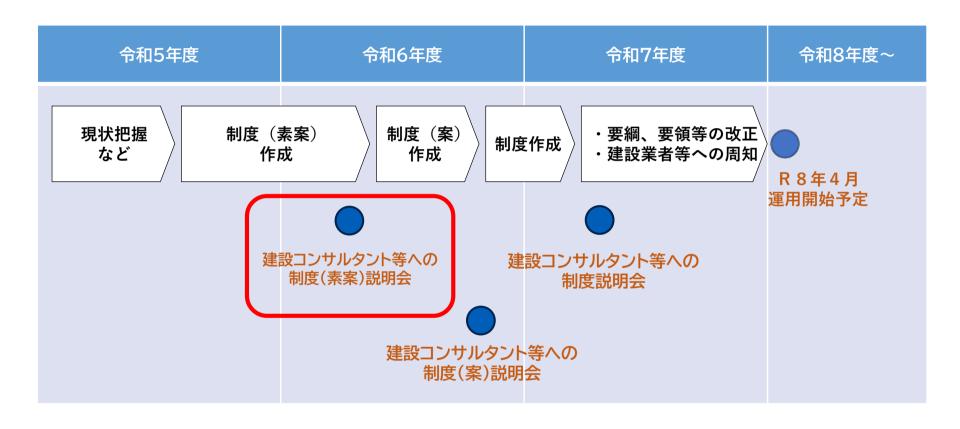
→広島県水道広域連合企業団 (<u>https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/</u>)

3 今後の予定

3 今後の予定



(1) スケジュール



4 その他

4 その他



<問合せ窓口>

御不明な点等ございましたら、次の連絡先までお願いします。

連絡先

広島県水道広域連合企業団 技術管理課 野村、門田、狩野

電話 : 050-3785-2840

E-mail: gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp

5 質疑応答

終了

ご清聴ありがとうございました